

## みやぎ農福連携推進ネットワーク設置要領

### (目的)

第1 宮城県の農福連携の定着と発展に向けて、県内の農福連携に取り組む事業者や各種支援団体、自治体等が連携することで、相互の情報収集や課題解決、さらには新たなマッチングの創出を目的として、みやぎ農福連携推進ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 ネットワークは、前項の目的を達成するため、次の各事項を所掌する。

- 1) 農福連携に係る構成員同士の情報交換・共有
- 2) 農福連携に係る調査・研究
- 3) 農福連携に関する県内の情報収集
- 4) その他、農福連携の推進・発展に関すること

### (組織)

第3 ネットワークの構成員は次のとおりとする。

- 1) 農福連携に取り組んでいる農業者及び福祉関係事業者
- 2) 農福連携に関心のある農業者及び福祉関係事業者
- 3) 農業及び福祉関係の各支援団体
- 4) 各種専門家
- 5) 市町村
- 6) 県関係機関

### (会議等)

第4 ネットワークの会議等については、宮城県農政部農業振興課長（以下、「農業振興課長」という。）が開催し招集する。

- 2) 農業振興課長は、必要に応じ、構成員以外の者に会議等に出席させ、説明若しくは意見等を求めることができる。

### (事務局)

第5 ネットワークの事務処理等のための、事務局を置く。

- 2) 事務局は、宮城県農政部農業振興課に置く。

### (加入)

第6 ネットワークへの参加を希望する者は、事務局に別紙加入申込書により申し出するものとし、農業振興課長の承認をもって構成員とする。

### 附 則

この要領は、平成30年9月14日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月 1日から施行する。